

安全衛生推進者養成講習会の開催について

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、一部の業種を除き「安全衛生推進者」を選任し、事業場における安全衛生に係る業務を担当させなければならないとされています。本講習会は、安全衛生推進者の資格を取得する（登録）講習会です。



（労働安全衛生法第12条の2）

（注）「安全衛生推進者」を選任すべき事業場は、

【労働者数は、企業単位ではなく工場・支店・営業所等の事業所単位です】

3頁の資料1を参照。

講習日時	第1日目 平成23年7月6日(水) 午前8時50分～午後5時10分 第2日目 平成23年7月7日(木) 午前8時50分～同12時10分
講習会場	此花会館 梅香殿 (大阪市此花区西九条5-4-24) TEL: 06-6461-1547 JR環状線・阪神電鉄「西九条駅」北へ100m
講習内容	【第1日目】 安全管理、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 安全衛生教育、関係法令 【第2日目】 作業環境管理及び作業管理 健康の保持増進
受講料	1名 12,810円(テキスト代含む)
留意事項	講習会を欠席されても払い込み受講料は返戻できません。 他の適任者と交替して受講されることをお勧めします。
定員	37名
締め切り	平成23年6月27日(月) (定員になり次第申込受付を締め切ります)

<p>申込方法</p>	<p>別紙受講申込書に所要事項を記入し、FAX(06-6582-2645)にて送付のうえ、受講料を添えて西工業会へ郵送もしくは持参して下さい。 なお、受講料の納入は銀行振込でも結構です。 振込先(阿波銀行/西大阪支店:普通預金 251057 口座名:社団法人 西工業会) 振込手数料は申込者のご負担でお願い致します。 振込書の控えを領収書にかえさせていただきます。 受講申込書はA4サイズで提出してください。 講習日7日前以上にキャンセルのご連絡を頂いて受講料のご返金をご希望の場合、工業会事務局まで取りに来て頂くか、ご希望の銀行口座へ受講料から振込手数料を差引きした金額によるご返金となりますのでご了承下さい。 申込者には、「申込書・修了者台帳」の用紙と「受講票」をFAXで送付します。 「台帳」には、記入・押印、顔写真(3×2.4cm・脱帽)を貼付し、持参又は郵送にて提出して下さい。 「受講票」は、講習会当日に持参し、受付でご提示下さい。</p>
<p>修了証</p>	<p>全科目を修了された方には、安全衛生推進者養成講習修了証を交付します。</p>
<p>その他</p>	<p>受講票、筆記具は必ず持参して下さい。 テキストは開催日当日にお渡しします。 講習会場は駐車場がありませんので、電車・バス等をご利用下さい。 安全衛生推進者の選任を要する事業場(次の規模での業種の事業場で労働者数は、企業単位ではなく、工場、支店、営業所等の事業場単位です。) 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場 次の業種の事業場 製造業(物の加工業を含む。) 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業 各種商品卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 各種商品小売業 家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業 旅館業、ゴルフ場業 自動車整備業、機械修理業 (詳しくは、次頁の「資料1」をご参照下さい)</p>

資料 1

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

業種 規模 (人)	(注1) 林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業	製造業(物の加工業を含む。) 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	その他の業種
	(令2条1号の業種)	(令2条2号の業種)	(令2条3号の業種)
1000 ~			
300 ~ 999			
100 ~ 299			
50 ~ 99			
(注2) 10 ~ 49			
1 ~ 9			

(注1) 下線の業種及びその他の業種のうち農畜水産業、医療業については第2種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者として選任することはできない(安衛則7条3号)。

(注2) 50人未満を規模の事業場においては、事業者は必要な知識を有する医師等に労働者の健康管理等を行わせるよう努めなければならない(安衛法13条の2)。

(注3) 工事の種類により、規模20人以上30人未満または20人以上50人未満の現場を有する店社(安衛法15条の3)。